平成２２年（フ）第３９５号
東京都足立区中央本町２丁目20番１―506号
債務者　渡邉奈緒子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４９２号
東京都町田市木曽東３丁目９番25号アメニティハイツ92―101
債務者　オコーゆかり
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５号
青森県五所川原市金木町喜良市千苅６番地４
債務者　白川　淳悦
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
東京都国立市北３丁目１番の１―10―809
債務者　吉川　美香
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４２５号
東京都八王子市諏訪町435番地ロミール諏訪105号
債務者　在原　　功
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３２号
東京都武蔵村山市伊奈平４丁目53番地の１
債務者　前川ふゆ子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９５号
静岡県浜松市西区篠原町9482番地　ハイツアミーゴ303
債務者　麦倉　裕一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
和歌山県新宮市緑ケ丘１―１―40貴志ビル３階新宮ひまわり基金法律事務所内、住民票上の住所三重県南牟婁郡御浜町大字栗須1673番地２
債務者　田室　美穂（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午前11時20分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第６４号
大阪府箕面市西小路４丁目８番11号、前住所静岡県富士市本町10番20―503号　アクシスコート富士本町、前々住所静岡県富士市平垣町６番28―207号
債務者　加藤　瑞惠
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２号
栃木県真岡市清水716番地
破産者　株式会社拓進建設
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第７７０号
静岡市葵区本通７丁目２番地の11
破産者　有限会社ちかい
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３２号
埼玉県川口市仲町14番16号
破産者　有限会社鳶栗飯原
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３２号
千葉県勝浦市松野357番地
破産者　株式会社イスミランドスケープ
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第７５３号
神奈川県小田原市本町４丁目５番55号
破産者　有限会社和亭
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７５３号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目１番23号
破産者　丸文印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０号
秋田県横手市十文字町字曙町15番地
破産者　合名会社鮨勝
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第５１号
山形市飯塚口64番地
破産者　山形西部清掃有限会社
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９６号
三重県四日市市あかつき台３丁目３番地２
破産者　服部　義朗
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係